

【第1章 広島県がん対策推進計画について】

1 計画策定の趣旨

がんは、全国的には昭和 56(1981)年から、広島県では昭和 54(1979)年から死因の第一位であり、現在、総死亡者数の約 3 割、年間約 7 千 6 百人が、がんで亡くなっています。

厚生労働省研究班の推計によると、生涯のうちにがんに罹患する可能性は男性では 2 人に 1 人、女性では 3 人に 1 人とされており、国全体で継続的に医療を受けているがん患者数は 1 4 0 万人以上、1 年間に新たにがんに罹る者は 5 0 万人以上とされています。

がんによる死亡者数は、働き盛りの世代における死亡者数の約半数を占めており、家庭や社会に大きな影響を及ぼすがんは、すべての県民の健康と生活にとって重大な脅威となっています。

しかしながら、検診や治療技術の目覚ましい進歩により、多くのがんで 5 年生存率が向上するなど、今日ではがんは必ずしも克服できない疾病ではないと考えられています。

近年、がん患者はこのような新たな治療技術など様々な情報に触れる機会も増え、がん医療に対する期待や、がん医療に積極的に参加したいという希望が高まってきています。

一方で、がん医療の水準には地域間格差や施設間格差が見られ、標準的治療*や進行・再発といった様々ながんの病態に応じた適切ながん医療を受けられないなど、実際に提供される医療サービスに必ずしも満足できないことから、現状を改善していくことを強く求める動きが高まっています。

このような状況を背景として、がん対策に関する基本理念や基本となる事項などを定め、がん対策のより一層の推進を図るため、平成 19(2007)年 4 月に「がん対策基本法」が施行され、がん患者等の意見を踏まえて、国は「がん対策推進基本計画」を策定し、都道府県は、これを基本に各地域の実情を踏まえながら「都道府県がん対策推進計画」を策定することとされました。

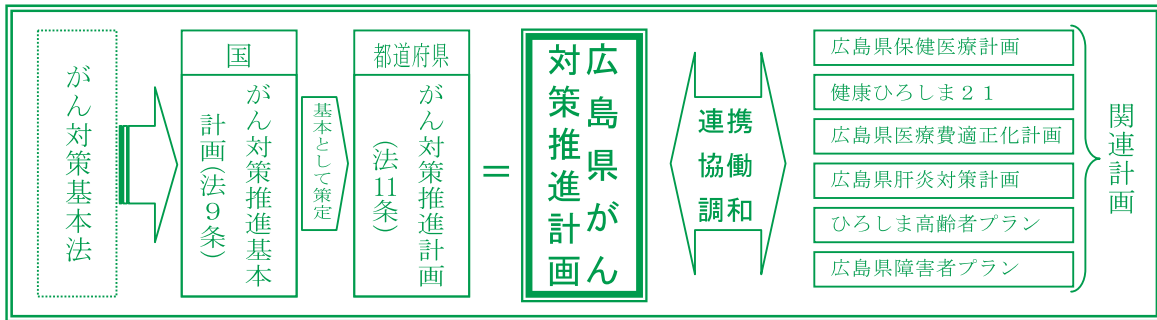
広島県では、これまで県内どこに住んでいても標準的ながん治療を受けられるよう、「がん診療連携拠点病院」の整備を進めるとともに、治療の初期段階からの緩和ケア*の実施を推進するための「広島県緩和ケア支援センター」の設置、あるいは、高精度のがん登録*を目指して、全国でも類のない独自の地域がん登録*を推進するなど、がん対策の重点的な推進を図ってきました。

今回、このような広島県の現状を考慮しつつ、「がん対策基本法」に基づく、更なるがん対策の充実を目指して、「広島県がん対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、広島県におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、「がん対策基本法」第11条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」として策定するものです。

また、他の関連施策と連携したがん対策を推進するため、計画の策定に当たっては、既存の保健・医療等の関連計画との調和を図ります。



3 計画の期間

計画期間は、国の基本計画の期間及び「がん対策基本法」の規定を踏まえ、次のとおりとします。

計画期間	平成 20(2008)年度～平成 24(2012)年度（5年間）
【国の基本計画の期間	平成 19(2007)年度～平成 23(2011)年度（5年間）】

4 計画の推進

(1) 役割に応じた取組みの推進

計画の推進に当たって、行政や医療機関は、がんに関する普及啓発や情報提供、あるいは適切な医療提供体制の構築に努めることはもちろん、がん患者を含めた県民一人ひとりが、がん予防やがん検診の受診又は治療などにおいて、主体的かつ積極的な行動をとることが求められています。

(2) 計画の進行管理

広島県はこの計画の推進に当たって、その進捗状況を把握するとともに、県民の意見や環境の変化等を踏まえつつ、がん対策の効果を検証していきます。

また、こうした評価を踏まえて、必要があると認めるときは施策の見直しを行い、効果的ながん対策を推進していきます。